

V 交通

V-1 交通機関

1. 電車（JR・私鉄・地下鉄）

乗車券（切符）は必ず自動販売機で買えます。行き先までの料金を料金表で確かめて買います。間違えて買ってしまったときは、改札口を通る前に駅員に取り替えてもらいます。その他、以下のようサービスがあります。

・イコカ（ICOCA）：JRで使えるプリペイドカード（ICカード）。乗車前に入金すると、下記ピタパ交通機関を含め、全国のICマークのある鉄道・バスでも使えます。

・ピタパ（PITAPA）：JRを除く関西圏の私鉄・地下鉄・ピタパマークがついているバスのポストペイドカード（ICカード）。

・定期券・回数券：特定の区間を事前に買うことで割引になります。回数券は11枚セット、定期券は1カ月・3カ月・6カ月のいずれかの期間で買います。

2. 路線バス

路線バスでは、車掌はいません。乗る前にバスの行き先をよく確認しましょう。バスの行き先はバスの前後の窓の上にながかれています。運賃はどこまで行っても同じ場合と距離に応じて金額が変わる場合があります。金額が異なる場合は、乗車時に整理券を受け取ります。運賃表と整理券の番号を確かめて、運賃を降りるときに料金箱に入れます。小銭を用意しておきましょう。降りる時は、バス停のアナウンスがあった後、押しボタンを押して運転手に知らせます。

3. タクシー

タクシーに乗るときは、車が止まりやすい場所で、フロントに赤のランプで「空車」と表示されている車に、手をあげてタクシーを止めます。駅前などにはタクシー乗り場があります。タクシーに乗ったら運転手に行き先をはっきり伝えます。行き先を書いたメモや、地図があれば便利です。

料金は距離と時間によって決まります。5,000円札や10,000円札での支払は、おつりがないことがあるので、気をつけましょう。

4. 交通機関での落し物

① JR西日本お客様センター

② 地下鉄（Osaka Metro）

③ 大阪市営バス

④ タクシー（大阪タクシーセンター）

☎ 0570-00-2486（日本語）（毎日6時～23時）

☎ 0570-6666-24（日本語）
（毎日8時30分～20時）

バス営業所に問い合わせしてください。

☎ 06-6933-5618/9（日本語）

（平日9時～17時・土曜日9時～12時）

V-2 じてんしゃ 自転車

1. じてんしゃ か 自転車をかう

じてんしゃ じてんしゃてん ほーむせんたー など で かう ことができます。 かった 店で、 ぼうはんとうろく を しなければ いけません。 ぼうはんとうろく 料は、 1 だい 600 えん です。

2. じてんしゃ お かた 自転車の置き方

じてんしゃ は 歩行者 など 他人 の 通行 の 邪魔 に ならない よう に 置き ませう。 特に 駅 の 周り は、 じょうれい で 自転車を 置いて は いけない と 決め られた 場所 があります。 その 場所 に 置くと、 特に お年寄り や 目の 不自由 な 方々 の 駅 の 利用 の 邪魔 になります。

いはん として 置く と 強制的 に 自転車を 所定 の 保管 場所 に 移される ことが あります。 移動 されると、 保管料 や 移動料 を 払わ ないと 自転車を 返して もらえない 場合 があります。 撤去 後、 一定 の 期間 保管 されます ので、 その 間に 自転車を 引き取り に行っ てください。 自転車を 撤去 された 場所、 日時 を 伝え、 自転車を 返して もらう 場所 や 料金、 時間 を 市区町村 役場 で 聞いて ください。(⇒付録 区-1)

3. じてんしゃ ぬす 自転車を盗まれたとき

もし、 自転車を 盗まれたら 近く の 交番 に 届け 出ま せう。 盗難 に あった 自転車が 見つかる と 警察 から 連絡 があります。 自転車 に は 住所 と 名前 を 書いて おきま せう。

4. じてんしゃ ひろ 自転車を拾わない

たとえ 自転車が 捨て て あっても、 それは 誰か が 盗ん で 放置 して いる 場合 があります。 自転車の 盗難 届 が出て いた 場合、 その 自転車 に 乗っ ている と トラブル に 巻き込まれる ことが あります ので、 自転車 は 拾わ ない よう に しま せう。

5. こうつう る - る 交通ルール

じてんしゃ の 通行 は 車道 が 原則 です。 車道 は 左側 端 に 寄っ て 通行 しな ければ なりません。 車 と 同 じ よう に、 信号 も 守ら なければ なりません。 飲酒 運転 や 二人 乗り は 禁止 されて います。(ただし、 6 歳 未 満 の 幼児 を、 幼児 用 乗車 装置 に 乗 せて、 16 歳 以上 の 人 が 運転 する 場合 を 除く)

ほどう 歩道 は 通行 可 の 標識 など が ある と ころ 以外 は 原則 通行 でき ませんが、 車道 を 通行 する ことが 危険 な 場合 は、 歩道 を 通行 する ことが でき ます。 その 時 は、 歩道 の 中央 から 車道 寄りを 通行 し、 歩い ている 人 の 邪魔 になる 時 は、 一時 停止、 又は 自転車を から 降りて ください。

やかん 夜間 は 必ず ライト を つけて 乗り ま せう。 大阪 府 で は 携 帯 電 話 を 使 い な が ら の 自 転 車 運 転 も 禁 止 さ れ て います。

へいせい 平成 28 年 7 月 1 日 施行 の 大阪 府 自 転 車 条 例 に よ り、 大阪 府 内 で 自 転 車 を 利 用 す る 方 は、 自 転 車 損 害 賠償 保 険 に 加 入 しな ければ なりません。

V-3 運転免許

日本で自動車やバイクを運転するときには、運転免許が必要です。運転するときには、必ず免許証を携帯し、車検証を車両に積まなければいけません。

1. 国際免許

ジュネーブ条約を結んでいる国が発行している国際免許証を使って日本で運転できます。ただし、日本に来てから1年間または国際免許の有効期間のどちらか短い期間だけです。国際免許証は日本で更新手続きはできません。1年以上日本に住む場合は、日本の免許に切替えて下さい。

2. 外国免許の切り替え

あなたが有効な外国の免許を持っていて、かつ、その国の免許をとってから合計して3ヶ月以上滞在（出入国の証印のあるパスポート等、滞在期間を証明する資料が必要となります。）していれば、運転免許試験の決められた科目のうち、一部の試験を受けないで、あなたが持っている種類の日本の免許をとることができます。申請は日本での住所地（滞在先を含む）を管轄する公安委員会です。大阪であれば、門真運転免許試験場又は光明池運転免許試験場となります。手続きは、書類審査と会話による質問のあと、運転について必要な知識の確認や技能の確認を行い、運転することに問題がないと認められた場合には、免許試験の一部（学科試験、技能試験）を受けないでよくなります。

必要書類は、

1. 外国の運転免許証（交付日の記載がない場合等には、免許の経歴証明が必要です。）
2. 外国の運転免許証の表裏のコピー
3. 外国の運転免許証の日本語による翻訳証明書（取得国在日領事館または日本自動車連盟（JAF）で翻訳したもの）
4. パスポート（更新している場合は古いパスポートも持っていくこと。）
5. パスポートのコピー
6. 国籍が記載された住民票の写し（住民基本台帳法の適用を受けない場合は、パスポートなどと免許申請する住所に滞在していることを証明する書類）
7. 写真1枚（6カ月以内に撮った写真で、縦3cm×横2.4cm、帽子なし、前を向いた、胸から上の写真で、後ろに何も写っていない写真）
8. 筆記具（黒又は青色のボールペン）
9. 手数料

上記以外の書類が必要なことがあります。

知識確認審査のための試験は、日本語、英語、韓国・朝鮮語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、ペルシア語、ロシア語、タガログ語、タイ語、ベトナム語から選べます。詳しくは、門真運転免許試験場もしくは光明池運転免許試験場にお問い合わせください。

3. 日本の運転免許の新規取得

日本で新しく運転免許をとるには、次の2つの方法があります。

- 運転免許試験場で適性検査、学科試験及び技能試験を受験。合格後、取得時講習を受講します。学科試験では、英語、中国語及びポルトガル語で受験できます。
- 自動車運転の教習所に通い、内部の技能試験に合格してから卒業後運転免許試験場で、適性検査及び学科試験を受験し合格します。教習所の費用は20万円から30万円程度です。

運転免許試験場

門真運転免許試験場

門真市一番町23番16号

- 京阪電車「古川橋」駅→京阪バス「免許試験場」
- 京阪電車「古川橋」駅から歩いて約20分（約1.5キロメートル）

☎ 06-6908-9121

光明池運転免許試験場

和泉市伏屋町5丁目13番1号

（泉北高速鉄道「光明池」駅から歩いて約5分（約400m））

☎ 0725-56-1881

4. 外国免許の翻訳

外国免許の翻訳は日本自動車連盟（JAF）が有料で行っています。英語の話せるスタッフがいる時もあります。翻訳を頼む時、必要な書類は有効期限内の外国の運転免許証です。

日本自動車連盟関西本部大阪支部（JAF）

茨木市中穂積2-1-5（JR茨木駅下車徒歩約19分）

☎ 072-645-1300

URL <http://www.jaf.or.jp/inter/index.htm>

5. 日本での運転ルール

日本自動車連盟（JAF）が英語、ポルトガル語、中国語、スペイン語の書籍「交通の教則」（Rules of the Road）を有料で販売しています。

URL <http://www.jaf.or.jp/inter/manual/index.htm>

V-4 まちで見かける標示や漢字

たてもの <建物>

いり ぐち
入 口

たてもの ばしょ はい
建物や場所に入るところ

で ぐち
出 口

たてもの ばしょ で
建物や場所から出るところ

ひじょうぐち
非常口

かじ きんきゅう とき に でぐち
火事や緊急の時の逃げる出口

かいほうげんきん
開放厳禁

あ
開けたままにはいけません。

こうつう どうろ <交通・道路>

ちゅうりんじょう
駐輪場

じてんしゃ お ばしょ
自転車を置く場所

ちゅうしゃきんし
駐車禁止

ちゅうしゃ ことわ
駐車お断り

くるま
車をとめてはいけません。

と い れ <トイレ>

こうしゅうべんじょ
公衆便所

けしょうしつ
化粧室

べんじょ
便所

て であら
お手洗い

いずれもトイレ

おとこ
男

どのがた
殿方

だんせい
男性

おんな
女

ふじん
婦人

じょせい
女性

た <その他>

こうじちゅう
工事中

たてもの どうろ こうじ
建物、道路などの工事をしています。

しょうかき
消火器

かじ お とき ひ け つか きく
火事が起きた時、火を消すのに使う器具

きんえん
禁煙

たばこを吸ってはいけません

たちいりきんし
立入禁止

はいってはいけません。

きけん
危険

あぶない

ひなんじょ
避難所

じしん たいふう とき に ばしょ
地震や台風などの時に逃げる場所